

指定認知症対応型共同生活介護事業所

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

「グループホームなごみ」重要事項概要

1. 事業者

事業者名	特定非営利活動法人まめなかな
代表者氏名	理事長 長瀬 純子
所在地	〒506-0044 岐阜県高山市上切町 80 番地
電話番号	0 5 7 7 - 3 7 - 3 2 0 0
FAX 番号	0 5 7 7 - 3 7 - 3 2 0 1

2. 事業の概要

事業所名	グループホームなごみ
施設長の氏名	講神和臣 (介護支援専門員、介護福祉士、認知症介護基礎研修終了)
所在地	〒506-0045 岐阜県高山市赤保木町 1 0 5 9 - 1 番地
電話番号	0 5 7 7 - 3 7 - 4 1 0 0
FAX 番号	0 5 7 7 - 3 7 - 4 0 8 0
介護保険事業所番号	2 1 9 2 7 - 0 0 0 3 3

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、家庭的な環境のもとで、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう各種サービスを提供します。
運営の方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、必要とされる適切なサービスを提供します。また、その内容及び提供方法について利用者及び家族に対してわかりやすく説明し、同意を得ます。 別紙「「グループホームなごみ運営推進会議」運営推進指針」に定める通り、定期的に運営推進会議を開催し、広く地域住民や行政機関の意見を取り入れ、グループホームなごみの質の向上を目指します。

4. 職員体制と職務内容

職名	員数	常勤・非常勤	職務内容
施設長	1 名	常勤・兼務	業務の管理及び職員の管理等を一元的に行い

			ます。
計画作成担当者	1名	常勤・兼務	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等の連絡・調整を行います。
介護職員	8名	常勤・非常勤専任・兼務	利用者に対し必要な介護及び支援を行います。
			看護師1名、介護作成担当者1名、介護福祉士3名、2級ホームヘルパー8名、その他1名
			認知症介護実践者研修（旧基礎課程）修了者4名 リーダー研修（旧専門課程）修了者1名 昼間3名以上、夜間1名

5. 施設の概要

入所定員	9名（全室個室9.94m ² ）
利用対象者	介護保険の要支援2または要介護1～要介護5の認定を受け、認知症の診断を受けている方で、当施設での共同生活が可能な方
施設の構造等	木造1階建て、延床面積182.62m ² 、敷地面積434.04m ²

6. 利用料

利用料	1 介護保険料の1割自己負担分（1日の費用（円）） ※2割負担の方は2倍となります。				
		基本単位	医療連携体制加算	サービス提供体制加算	合計
	要支援2	755		6	761
	要介護1	759	39	6	804
	要介護2	795	39	6	840
	要介護3	818	39	6	863
	要介護4	835	39	6	880
	要介護5	852	39	6	897
処遇改善加算（1）上記の算定に8.3%が加算されます。 別途、入所後30日間において初期加算30円/日が加算されます。					
2 家賃負担分 51,000円/月 ③光熱費 13,500円/月 ④食材費1日600円（昼食200円・昼食200円・夕食200円）					
} 入所・退所時は日割りで徴収します。					

	<p>⑤医療費、理美容代、おむつ代、その他日常生活において通常必要で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。</p> <p>なお、入院時、外泊時は家賃、光熱費の居住費に関しては徴収しません。食費については食した分だけ徴収します。</p>
支払い	<p>毎月10日までに、前月の利用料等の内訳を記載した請求書を作成し、利用者家族に送付します。毎月の利用料は、翌月末日までに現金または銀行振込でお支払い下さい。</p>

7. 協力医療機関等

協力医療機関	<p>①さもりファミリークリニック (高山市新宮町683-1 院長：佐守 友実) 診療科目：内科、アレルギー科、リハビリテーション科、消化器科</p> <p>②久美愛厚生病院 (24時間対応) (高山市中切町1番地1)</p> <p>③アイビーデンタルクリニック歯科 (高山市下岡本町1857-8)</p>
協力訪問看護機関	<p>さもりファミリークリニックみなし訪問看護ステーション (高山市新宮町683-1 院長：佐守 友実)</p>

8. 健康管理体制

<p>①看護師による毎日の健康管理</p> <p>②介護職員による毎朝夕のバイタルチェック</p> <p>③自覚症状、全身症状の観察</p> <p>④協力医療機関による病状管理</p> <p>⑤協力医療機関での定期健診</p>

9. 体調変化時及び急変時

<p>①介護職員はバイタルサインの変化、症状変化、本人の自覚症状の訴えがあったとき、直ちに常勤看護師に報告します。</p> <p>②看護師不在時は電話にて報告または協力訪問看護機関に報告します。</p> <p>③看護師の判断により協力医療機関へ往診依頼または搬送します。</p> <p>④家族へ状態や対応を報告します。</p>

10. 重度化・看取り時の対応について

<p>①利用者本人および家族に予め重度化した場合の看取りに関して意思を聞いてお</p>

きます。

②重度化または看取りの必要が発生した時は医療・看護体制を考慮し、利用者本人および家族に意思確認したうえで、家族・協力医療機関・協力訪問看護機関を交えスタッフ会議を開き、受け入れに対する是非を決定します。

11. 苦情処理窓口

①事業所の窓口：詳細は別紙

②公的機関の窓口：岐阜県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情相談係 TEL 058-275-9826

③市の窓口：高山市高年介護課 TEL 0577-35-3178

12. 非常災害時の対応

非常災害時には、緊急対応策に基づき「人命を最優先」に対応します。また非常災害時に備え、定期的に避難訓練を実施しています。

13. 個人情報保護

本事業所の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者またはその家族に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、本事業所の職員でなくなった場合も同様です。この秘密保持については、契約終了後も同様です。（詳細は別紙）

14. 当施設ご利用に際し、ご留意いただく事項

①持ち物は、できる限り利用者の普段使っている物をお持ち下さい。（大切にしておられる写真、時計、人形、掛け軸などもあれば持参して下さい）

②金品は、自分で管理出来る範囲でお願いします。

③面会や外出・外泊は自由です。その際の送迎はご家族で責任をもってお願いします。行き先、日時などをスタッフまで連絡下さい。

④協力医療機関が健康管理を行います。

それ以外の医療機関への受診はご家族でお願いします。

⑤ご家族との連絡は、出来るだけ密に行います。

⑥他の利用者に対して、政治や宗教活動は御遠慮下さい。

15. 介護の方針

①利用者の個別介護計画に基づき、適切な介護を提供出来るように努めます。

②利用者1人1人の残された機能を見出し、それを行っていく事によって、生きがいのある入所生活を目指します。

③散歩、ドライブなど外出の機会を多く持ち、身体・精神機能の衰えを遅らせるよう努力する。

④畑での花や野菜作りを通じて、自然に親しむ機会を多く作る。

⑤新鮮で、季節の食材を多く取り入れた家庭的な食事を提供する。

- ⑥日常的に健康管理に努め、又、危険防止に努める。
- ⑦他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他入所者の行動を制限しない。緊急やむを得ず、身体拘束する場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録し、速やかに報告する。

16. 介護サービスの内容

①介護保険及び予防給付対象サービスの内容

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活上での機能訓練
- (4) 相談、援助

②その他のサービスの内容

- (1) 食事の提供
- (2) おむつの提供
- (3) 理美容
- (4) 買物、役所手続きの代行
- (5) 病院への受診、医師の往診等療養上の世話
- (6) レクリエーション
- (7) 施設の利用その他生活サービス

17. 退所となる事由

①要介護の認定更新において、自立又は要支援1と認定された場合

②死亡された場合

③利用者の家族より1週間の予告期間をにおいて、退所の申出があった場合

④次における理由がある場合、1週間の予告期間をにおいて退所していただきます。

- (1) 当施設での共同生活が困難となったとき
- (2) 正当な理由なく、利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき
- (4) 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- (5) 利用者が故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

⑤利用者が病気の治療等その他のため1ヶ月以上当施設を離れることが決まり、その移転先が受入れ可能となった場合。また、当施設を離れた期間が結果的に1ヶ

月以上となった場合

⑥他の介護老人福祉施設等への入所が決まり、その施設側で受入れ可能となった場合

岐阜県高山市上切町 80 番地

特定非営利活動法人まめなかな

理事長 長瀬 純子 殿

平成 年 月 日

グループホームなごみ重要事項概要を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、承諾致しました。

利用者 (住所)

(氏名)

印

利用者家族 (住所)

(氏名)

印

(利用者との関係)